

第Ⅴ章 良好な景観の実現へ向けて

1. 良好な景観のイメージの共有

本町の景観は、様々な要素が重なり合い形成されています。その要素を保全、創出する主体も、行政、事業者及び町民等様々であり、良好な景観を形成していくためには、様々な主体が、共通のイメージをもって取り組む必要があります。

したがって、本計画において示してきた「将来像」や「基本方針」を前提としつつ、今後は、景観条例の運用や、各地域での取り組みの中で、より詳細なイメージを構築する必要があります。また、行政、事業者及び町民等の多様な主体が共通のビジョンを共有できる環境を整えるため、その内容を発信・情報提供し、それぞれが景観形成に係る場面において、話し合いの場を設けながら、より良い景観を形成することを目指します。

2. 各主体の役割

(1) 町民の役割

本町の景観を理解し、誇りを持ち、町民一人ひとりが、本町の景観について考え、景観形成の役割を担っていることを自覚し、景観の質を高めるよう積極的な役割を果たすことが重要です。また、行政が実施する良好な景観形成に関する施策に積極的に協力する必要があります。

(2) 事業者の役割

本町の景観を理解し、景観形成の重要な担い手であることを自覚し、地域の良好な景観形成に向けて自ら努めることが重要です。また、行政が実施する良好な景観形成に関する施策に積極的に協力する必要があります。

(3) 行政の役割

町民や事業者への景観形成に関する情報を積極的に提供し、良好な景観形成に資する取り組みに対して積極的に協力します。次世代を担う子どもたちへ景観形成（美しい島づくり）に関する意識づけを行うことは将来に向けた人材育成につながることから、景観教育に関するプログラムを検討します。

また、国や県と景観形成に関する連携を密にし、協力体制の構築を図ります。

さらに、景観担当部局は、まちづくりや開発関係、農林漁業、観光等の産業振興など庁内関係各課の連携により景観形成へ総合的に取り組む横断的な体制をつくります。

3. 景観づくりの取組み体制

(1) 景観委員会

景観形成を推進するため、景観計画に基づく行為の届出等に係る重要な決定（勧告、変更命令等）を行う景観委員会を設置が求められます。その他、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、準景観地区の指定、景観整備機構の指定等の審議を行うことが想定されます。

(2) 景観協議会、景観整備機構の指定と活用

地域で活動するNPOや公益法人など、地域づくりや景観づくりへの意識の高い団体については、景観整備機構として指定するとともに、行政と町民、事業者等との協働の景観形成に向けて、その活用が求められます。

景観形成イメージ



現状（新興通り）



景観形成イメージモニタージュ（新興通り）